

（不動産登記法）登記の抹消 H05-16-4 <<#409>>

【問】 正誤をつけよ。

所有権の登記の抹消を申請する場合において、その抹消につき登記上利害関係を有する抵当権者がいるときは、申請書に抵当権者の承諾書及び抵当権者に対抗することができる裁判の謄本を添付することを要する。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 登記の抹消

権利に関する**登記の抹消**は、**登記上の利害関係を有する第三者**がある場合には、**当該第三者の承諾**があるときに限り、申請することができる。（不登法 68 条）

⇒ 第三者が承諾をしない場合、その**承諾書**に代わる第三者に対抗することができる**判決書の謄本**、和解調書、認諾調書